

防犯パトロール車への青色回転灯を認める仕組みについて

平成16年12月1日以降、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定の手続により、青色回転灯の自動車への装備を認めることとし、自動車に青色回転灯を装備したパトロールを運用してきましたが、平成18年7月1日から青色回転灯の装備が認められる防犯団体の要件及び手続きの一部が以下のとおり変更になりました。

青色回転灯が、認められるための要件

- 1 防犯団体が次のいずれかに該当すること。
都道府県又は市区町村
都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体又は都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織（団体に対し防犯活動に関する委嘱がなされておれば、対象となる）
地域安全活動を目的として設立された民法第34条の法人若しくは特定非営利活動促進法第10条第1項の法人又は地方自治法第260条の2第1項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体
から のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
（都道府県又は市区町村以外からの防犯活動の委託も可能）
- 2 自主防犯パトロール活動の実績・計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること（自主防犯パトロールとは、専ら地域の防犯のために行われる活動であり、配達や通勤など他の業務と兼ねて行うものではないこと）
- 3 自主防犯パトロールを実施している時に予想される事案に対し、適切に対応できると認められること（防犯講習の受講）
- 4 次の事項に反しない方法で、青色回転灯を装備した自主防犯活動が実施されると認められること。
 - ・ 青色回転灯は自動車の屋根に装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して使用すること。
 - ・ 自主防犯パトロール以外には青色回転灯は点灯させないこと。
 - ・ 自動車の車体に防犯団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
 - ・ 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。 等

（~~~~~部分が変更になりました。）

青色回転灯の申請の手続きの流れ

(現行)

(改正後 平成18年7月1日以降)



